

地方分権改革推進本部（第 19 回会合） 議事録

日 時 令和 6 年 12 月 24 日(火) 8 時 4 7 分～8 時 5 4 分

場 所 官邸 2 階小ホール

議 題 令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針について

出席者 石破内閣総理大臣、村上総務大臣、あべ文部科学大臣、福岡厚生労働大臣、江藤農林水産大臣、中野国土交通大臣、浅尾環境大臣、林内閣官房長官、坂井国家公安委員会委員長、三原内閣府特命担当大臣、赤澤内閣府特命担当大臣、伊東内閣府特命担当大臣、穂坂デジタル副大臣、輿水復興副大臣、瀬戸内閣府副大臣、高村法務副大臣、斎藤財務副大臣、友納内閣府大臣政務官、生稲外務大臣政務官、加藤経済産業大臣政務官、金子防衛大臣政務官、橘官房副長官、青木官房副長官、佐藤官房副長官、鳩山内閣府副大臣

(伊東内閣府特命担当大臣)ただ今から、地方分権改革推進本部第 19 回会合を開催します。

本日の議題は、「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針について」です。

本年の提案募集においても、地方から、現場の実情を踏まえた多数の御提案を頂き、提案団体の協力を得ながら、学識経験者による審議や関係府省との調整を重ねてまいりました。

それらの結果を、令和 6 年の対応方針案として記載しており、地方から寄せられた支障の解消につながるような対応ができることとなりました。関係大臣の御尽力に深く感謝申し上げます。

次に、今回の対応方針案における主なものをいくつか御説明いたします。資料 1 の 1 ページ目を御覧いただきたいと思います。本年の対応方針では、特に、デジタル化の恩恵を自治体や住民が広く享受できるよう、関連する制度の「横断的な見直し」に重点的に取り組み、257 件の提案のうち、約 9 割を実現し、300 万件を超える手続負担の軽減を図りました。

具体的には、「住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務の大幅な拡大」、「オンライン化に伴う都道府県の経由事務の廃止」、「自治体への申請手続のオンライン化」などが盛り込まれています。さらに、「民生委員の選任要件の見直し」や「公立大学法人の出資可能対象をベンチャーキャピタル等へ拡大」など、地域の実情に応じた自治体の取組が可能となる対応が盛り込まれています。

以上、説明申し上げた対応方針案に基づき、法律の改正により措置すべき事項については、次期通常国会に所要の一括法案等を提出することを基本としております。

それでは、御意見のある方いらっしゃいましたら御発言願います。

【意見なし】

ないようでございますので議題に関し、「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方

針」につきまして、資料2のとおり決定することに御異議ございませんか。

【異議なし】

ありがとうございました。それでは、関係大臣におかれましては、ただ今決定した対応方針に沿って、必要な法律改正や政省令、通知の見直し等に御尽力いただくとともに、結論が得られず検討することとした案件につきましても、提案の実現に向け、引き続き御尽力いただきますようお願いいたします。

なお、この対応方針は、この後の閣議においても決定する予定です。

ここで、報道関係者の入室をお願いいたします。

（報道入室）

（伊東内閣府特命担当大臣）最後に、本部長である総理から御挨拶を頂きたいと思います。

（石破内閣総理大臣）日本の活力を取り戻し、多様な幸せを実現する新たな地方創生を進めるためには、それぞれの地域の実情を最もよく知る47都道府県、1718市町村が、各地の個性をいかした取組を推進することが大切であります。

各地方の個性を尊重するためには、この地方分権改革の枠組みを活用して、自治体が自ら考えた御提案を実現し、地方への権限移譲、義務付けの見直し等を進めることが有効であります。

本年は、257件の御提案を頂きましたが、その9割を実現することとなりました。これにより、300万件を超える行政手続の負担を軽減し、住民の利便性の向上や行政の効率化を図ることといたしております。

各大臣におかれましては、今後とも、強いリーダーシップを発揮し、更なる地方分権の推進、地方からの提案の実現に御尽力をいただきますようお願いいたします。よろしくようお願いいたします。

（伊東内閣府特命担当大臣）ここで、報道関係者の皆様は御退室をお願いいたします。

（報道退室）

（伊東内閣府特命担当大臣）それでは、以上で、地方分権改革推進本部の第19回会合を終了いたします。ありがとうございました。

（以上）

（速報のため事後修正の可能性あり）